

清水町週休 2 日推進工事特記仕様書

- 1 本特記仕様書は、清水町週休 2 日推進工事实施要領に基づき、週休 2 日制工事の実施に伴い必要となる事項を定めるものとする。
- 2 週休 2 日の考え方は、次のとおりとする。
 - (1) 週休 2 日 対象期間において、4 週 8 休以上の現場閉所を行ったと認められる状態のことをいう。
 - (2) 対象期間 工事着手日（準備期間を除く。）から工事完成日（後片付け期間を除く。）までの期間のことをいう。ただし、年末年始休暇（6 日間）、夏季休暇（3 日間）、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている期間は含まない。
 - (3) 現場閉所 対象期間において、現場事務所での事務作業を含め 1 日を通して現場や現場事務所が閉所された日のことをいう。なお、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除く。
 - (4) 現場閉所率 対象期間における休工日の割合（休工日数／対象期間日数）で算定する。現場閉所率が 28.5 パーセント以上の場合を 4 週 8 休以上、25 パーセント以上 28.5 パーセント未満を 4 週 7 休以上 4 週 8 休未満、21.4 パーセント以上 25 パーセント未満を 4 週 6 休以上 4 週 7 休未満とする。なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。
 - (5) 月単位の週休 2 日 対象期間の全ての月において、週休 2 日の状態をいう。ただし、暦上の土曜日、日曜日の日数の割合が 28.5 パーセントに満たない月においては、当該月の土曜日、日曜日の合計日数以上の現場閉所（現場休息）を行っている状態をいう。
 - (6) 通期の週休 2 日 対象期間の現場閉所率が 28.5 パーセント以上の状態をいう。

3 週休2日推進工事の実施方法は次のとおりとする。

- (1) 受注者は、現場着手日までに4週8休以上の現場閉所計画表（別紙2を参考とする。）を監督員に提出し、これに基づき施工を行う。
- (2) 受注者は、計画に変更が生じた場合には、その都度変更の現場閉所計画表を監督員に提出する。
- (3) 監督員は、受注者に工事記録簿等の資料を求め、現場閉所率について確認を行う。なお、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められない場合には、現場閉所率に応じた費用計上による変更契約を行うものとする。

4 費用の計上

静岡県が別に定める「週休2日推進工事積算要領」を準用し、費用の計上を行うものとする。